

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会
省エネルギー小委員会 工場等判断基準ワーキンググループ（令和元年度第4回）議事録

日時 令和2年2月4日（火）13：59～15：37

場所 経済産業省本館地下2階 講堂

開会

○牛来課長補佐

それでは、定刻になりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会令和元年度第4回工場等判断基準ワーキンググループを開催させていただきます。

私は、事務局を務めさせていただきます資源エネルギー庁省エネルギー課の牛来でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに委員とオブザーバーのご紹介をさせていただきます。

本日は10名の委員と17名のオブザーバーの皆様にご出席いただいております。また、本日は、所用により青木委員、伊香賀委員、木場委員がご欠席となっております。

なお、本日のワーキンググループはペーパーレスで実施をいたします。メインテーブルの皆様は、配付している i P a d にて資料を閲覧いただければと思います。

まず、動作確認のため、i P a d にて資料1が開けるかどうかご確認いただけますでしょうか。動作に不具合がある場合は、会議の途中でも結構ですので、事務局までお知らせいただければと思います。

それでは、ここからの議事進行は川瀬座長にお願いしたいと思います。

川瀬座長、よろしくお願いいたします。

なお、これより先のカメラ撮影等をご遠慮ください。

（1）工場等判断基準及び中長期計画作成指針の見直しについて

○川瀬座長

それでは、早速議事に入りたいと思います。

まず、初めに本日の資料構成及び資料1、工場等判断基準及び中長期計画作成指針の見直しについて事務局よりご説明いただきたいと思います。

○牛来課長補佐

それでは、本日の配付資料一覧をご説明させていただきます。

本日配付している資料は、資料が4つと参考資料が6つでございます。

まず、資料1、工場等判断基準及び中長期作成指針の見直しについて、資料2、事業者クラス分け評価制度の運用の見直しについて、資料3、省エネ法定期報告における自己託送の扱いについて、資料4、工場等判断基準ワーキンググループ中間取りまとめ（案）でございます。

また、参考資料1から参考資料5は、この資料1に関係いたします告示の改正案でございます。参考資料6は現在の工場等判断基準の告示でございます。こちらも不備等がありましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

それでは、資料1に従いまして、工場等判断基準及び中長期計画作成指針の見直しについてご説明をさせていただきます。資料1を御覧ください。

こちらは前回の工場等判断基準ワーキンググループでも見直しの方針についてご議論をいただきました。

まず、前回の振り返りでございますけれども、右下のページ番号1と書いてあるスライドを御覧ください。

省エネ法の法令において、工場等判断基準及び中長期計画の作成指針という告示がございます。こちらは両告示とも約10年前に制定されて以降、記載の多くが改正されていない状況でございます。そのため、制定時からの時間経過に伴い、最新の技術水準等が必ずしも反映されていないという状況でございますので、それを踏まえた見直し案を作成をしているところでございます。

2ページ目を御覧ください。

こちらは見直しの検討の経緯でございますけれども、有識者や業界団体の皆様のご協力をいただきまして、改正案を作成しております。具体的にはアンケート、ヒアリングに加えまして、勉強会を2回実施をさせていただきました。また、こちらは資料に記載しております業界団体の皆様にご協力をいただきました。感謝申し上げます。

本日のワーキンググループでの議論を踏まえまして、今後は予定どおりに進めば2月の中旬からパブリックコメントを開始させていただいて、4月に公表及び施行とさせていただきたいと思っております。

こちらの具体的な見直し案につきましては、参考資料の1から5のとおりでございます。また、メインシートの皆様は紙でも配付をしております。こちらは案について全て説明すると時間を要してしまいますので、改正内容の幾つかをご紹介しますさせていただいて、全体についてはお手元の資料をご確認いただきたいと思います。

では、資料1に戻りまして、3ページ目をお開きください。

こちらは工場等判断基準の見直し案のうち、目標部分への追加事項でございます。こちらは省エネ大賞や最新の省エネ診断の事例等を参考にいたしまして、大きな省エネポテンシャルがあり、かつ今後普及が期待できる設備等というものを目標部分に追加をするものでございます。

こちらは記載として挙げております例といたしましては、目標部分の専ら事務所における措置の空調設備の部分でございます。赤字の部分が今回の改正による追記箇所でございます。省エネ大賞の事例等を参考に、デシカント外気処理機ですとか、タスク・アンビエント空気調和設備、また熱源のハイブリッド化等について追加をしてはどうかと考えております。

続きまして、4ページ目を御覧ください。

こちら最近の省エネ政策の動向を踏まえまして、目標部分に、総合的なエネルギーの使用の合理化の観点から、再生可能エネルギーの活用について検討することや、連携省エネの取組について追加をしております。

続きまして、5ページ目でございますけれども、こちらは目標部分から基準部分への移行の事項でございます。

現在、目標部分に記載をしている事項のうち、一般的に広く導入されている省エネ対策につきましては、基準部分に移行してはどうかと考えております。こちら例といたしまして、専ら事務所の部分の空気調和設備の部分に掲載しておりますけれども、現行の目標部分には空気調和設備の部分について、壁や屋根の断熱性を向上させることに加えて、窓の日射遮蔽対策も併せて実施することと記載をしておりますけれども、こちらは基本的な省エネ事項だろうということでございまして、基準部分に移行してはどうかと考えております。こちらは基準部分の前段部分に、「技術的かつ経済的に可能な範囲で」と記載しておりますので、その前提で遵守をいただきたいということとしてはどうかと考えております。

続きまして、6ページ目でございます。

中長期計画作成指針の見直し案でございますけれども、こちら工場等判断基準と同様に、省エネ大賞の事例ですとか、業界団体の皆様のヒアリングの結果等を踏まえまして、記載する設備等の見直しをしております。

また、機器ごとに満たすべき省エネ性能を設定している場合は、省エネ補助金の補助要件ですとかトップランナー制度の値を参考に設定見直しをしております。こちら専ら事務所の指針の空気調和設備の例を幾つかご紹介をさせていただきます。

新たに追加したのものとしてタスク・アンビエント制御、また省エネ補助金を参照して満たすべき性能水準を設定したのものとして、チリングユニットについて、電気のヒートポンプの性能について規定をしております。また、トップランナー制度を引用したのものとして、エアコンについて

トップランナー基準を満たすものという形で追記してはどうかと考えております。

続きまして、7ページ目でございますけれども、前回の工場等判断基準ワーキンググループでもご指摘をいただきましたが、この告示は見直しを行うだけではなく、事業者の皆様により有効に活用いただくような工夫が必要だと考えております。その工夫の1つといたしまして、エネ庁のホームページにおいて、補助金や税制等の支援策の情報ですとか、省エネ大賞の事例等を併せて掲載をすることによって、事業者の皆様にご覧いただければ省エネの設備、省エネ対策も分かるし、事例も分かるというような形で、より有効に活用いただけるようにするのはどうかと考えております。また、告示全体をホームページで掲載をするのではなく、ホームページ上で目次のような形で設定をいたしまして、事業者様が参照すべき箇所を見つけやすいというような形にするのはどうかと考えております。

また、この支援策等の情報は状況に併せて頻繁に更新をすることが可能ですので、こういった工夫によって、この告示をより有効に事業者の皆様にご利用いただけるようにしたいと考えております。

資料1の説明は以上でございます。

○川瀬座長

ありがとうございました。

ただいまの説明についてご意見、ご質問等ございましたら、名札を立ててお知らせいただきたいと思っております。

杉山委員、お願いいたします。

○杉山委員

ご説明ありがとうございます。最後の7枚目のスライドで、この基準及び指針の効果的な活用を促す工夫をやっていたらということで、私は大変賛成です。この法律自体がエネルギーの合理的な効率的な利用を促すというのが趣旨ですので、実際に事業者のためになる情報提供をぜひしていただきたいと思っております。

○川瀬座長

ありがとうございました。

ほかにもございますでしょうか。

手塚オブザーバー、お願いします。

○手塚オブザーバー

日本鉄鋼連盟の手塚です。

確認なんですけれども、新しい技術とか、こういうものが揃ってきている中で、現状に即した

再整理をされたということは、これはいいことだと思いますけれども、基本的に目標部分に入れるにせよ、基準部分に入るにせよ、これは枕言葉として技術的かつ経済的に可能な範囲で省エネを行うというのが告示の頭のほうに入っていると思います。そういう意味で、今回の改訂に当たっても、枕言葉である技術的かつ経済的な範囲の中で、可能な範囲の中で、こういう省エネを進めていくという考え方は変わりないと認識してよろしいかということを確認させていただきたいと思います。

○川瀬座長

いかがでしょう。

○牛来課長補佐

ありがとうございます。

おっしゃるとおりでございます。現在目標部分、基準部分共に「技術的かつ経済的に可能な範囲で」ということで記載をしておりますので、その構成は変わらないとご理解いただければと思います。

○川瀬座長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議題1については、ご意見、確認等ございましたが、基本的な内容については特に異論ないと理解させていただきたいと思います。

(2) 事業者クラス分け評価制度の運用の見直しについて

○川瀬座長

それでは、議題の2、事業者クラス分け評価制度の運用の見直しについて、事務局より説明をお願いいたします。

○内山課長補佐

省エネルギー課の内山と申します。説明者を代わりましてご説明させていただきます。

資料2の事業者クラス分け評価制度の運用の見直しについてという資料を御覧ください。

おめくりいただきまして、1ページ目でございます。

事業者クラス分け評価制度につきましては、また別名SABC評価制度と申し上げておりますけれども、定期報告書を提出いただく事業者の方々の取組状況に応じて、S、A、B、Cとクラス分けをして評価することで、クラスに応じたメリハリのある対応をこれまで実施してきております。これは平成28年度からスタートした取組でございます。具体的には、この中で5年度間平

均エネルギー消費原単位を年1%以上改善した場合、もしくはベンチマーク目標を達成した場合をS評価としております。達成をした場合には、優良事業者として経産省のホームページで事業名を公表したり、あるいは補助金等で加点措置を取るなど、優遇的に取り扱っております。

Bクラスにつきましては、努力目標が未達成であり、かつ直近2年連続で原単位が悪化してしまった方、もしくは5年度間の平均原単位で5%超増加してしまった方であり、注意文書を送付したり、現地調査等を重点的に実施するなどをしております。AクラスはSとBの間の水準の取組を行った方々、CクラスはBの中でもさらに判断基準の遵守状況が不十分な方であり、省エネ法に基づく指導等を実施をしております。以上がSABC評価でございます。

おめくりいただきまして、2ページ目でございます。

2ページ目のクラス別の対応についてですが、先ほど申し上げたSクラス事業者については、この左下の箱にございますような形で、その事業者の名前、その省エネ評価、Sクラスを達成していれば星を表示する形で公表しているところです。ベンチマークを達成して評価を受けている場合には、ベンチマークをどの業種で達成したのかを書かせていただいています。

それから、次は3ページ目でございます。

現行のSABC評価については、ちょっと課題があると認識をしております。現状は原単位の達成状況による評価を基本としつつ、ベンチマークの対象事業について、どれか一つでもベンチマーク目標を達成していれば、当該ベンチマーク対象事業におけるエネルギー使用量の多寡に関わらず、S評価をしているというのが運用の実態でございます。

具体的には、下の図にございます事業者1と事業者2の例でございます。事業者1につきましては、事業者全体のエネルギー使用量を見たときに、この事業Iと事業IIがあるわけですが、全体のエネルギー使用量の約2割を占めるこの事業IIでベンチマークを達成しているということをもって、事業I、8割のベンチマーク未達成事業があるにも関わらず、全体でS評価という評価をしております。

事業者2につきましては、これはまた別の例ですけれども、事業IIと事業III、それぞれでベンチマークを達成して、約6割達成していれば、これはS評価としております。この事業者1と事業者2で同じ評価で果たしていいのかということを、我々は運用の中で課題として認識するに至りました。

このベンチマーク制度につきましては、平成22年度に導入をして、最初6業種10セクターという中でやってきたわけですが、産業部門のベンチマークセクターの拡大とか、業務部門へのベンチマーク制度の拡大、こういった対象事業の拡大、併せて達成事業者数の拡大、この一番右の点線の箱を見ていただければと思いますけれども、平成22年度では達成事業者数は17.4%で

したが、近年は、平成30年度には23.9%という実績になってきて、ベンチマーク制度の状況が変化してきております。こういったことを踏まえて、今の事業者1の例は果たして適切かということをごきちんを見直す必要があるのではないかと、課題として挙げております。

4ページ目でございますけれども、見直し案としてご提示させていただきたいのがこちらの案でございます。見直しの方向性としては、各事業者が営む主要な事業において、このベンチマーク目標を達成した場合に、ベンチマーク達成によるS評価という形をとってはどうかと考えております。この主要な事業ということに関しましては、具体的にはベンチマーク目標を達成した事業のエネルギー使用量が当該事業者のエネルギーの全体の使用量、これの50%以上を占める場合としたいと考えております。

見直し前と見直し後の評価ということですが、先ほど3ページ目の例で言うと、この事業者1、事業者2とこの4ページの下に枠にありますけれども、3ページ目の見直し前の例ですと、事業者1はこの事業Ⅱで、全体のエネルギー使用量の2割の事業でベンチマークを達成しているということをもってS評価ということだったんですけれども、主要な事業においてベンチマークを達成した場合にというこの見直し案を踏まえると、これはS評価とはしない。ベンチマーク未達の事業が大半を占めるということですので、こちらはS評価とはしないという形の運用を取りたいと考えております。

事業者2につきましては、事業Ⅱと事業Ⅲ、それぞれのベンチマーク事業で合わせて全体のエネルギー使用量の6割を達成しているということから、50%以上達成しているということで、S評価としては変わらないということになります。こういった形で運用をしていきたいと考えております。

その際、これはベンチマーク指標での評価ですが、もちろん原単位改善目標を1%改善を達成している場合には、当然S評価になります。また、このベンチマークの評価につきましては、ベンチマークを達成した事業が含まれる日本標準産業分類の事業に対して、報告されるエネルギー使用量で判断したいと考えております。説明は以上になります。

○川瀬座長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対してご意見、あるいはご質問ある方は名札を立てていただきたいと思います。

手塚オブザーバー、お願いします。

○手塚オブザーバー

日本鉄鋼連盟の手塚でございます。

このSクラスの定義の変更については、特に異論はございません。合理的な判断なんだろうと思います。

他方、4ページの上の左の図にあるようなケース、これは複数の事業を営む事業者で50%未満の事業があつて、そこは達成しているというようなケースですけれども、これは当然この達成している事業ユニットにおいては、相応の努力をした結果、達成できているということでしょうし、裏を返すと改善の余地がある事業ユニットだったんだろうと思うんですね。

事業ⅠとⅡがどういう性格のものかということはあると思いますけれども、異なるプロセス、異なる業態の事業であったとすると、このⅡのほうには、より省エネの余地がチャンスがあるということかと思えます。こういうユニットに対して、さらなる省エネ努力を促すという観点からは、省エネ補助金を設定するというような支援措置が有効かと思えます。ところが事業者単位で認定されるとこの事業ユニットはS認定にならなくなってしまふんですけども、この事業Ⅱの部分に関して、改善余地があるということであれば、補助金申請においてSクラス相当の扱いをする。実際には加点をするといったようなことを運用面で対処いただくほうが省エネを進めるといふ観点では、促進的になるのではないかということで、ぜひそういう柔軟な配慮をお願いしたいと思えます。

○川瀬座長

いかがでしょう。

○内山課長補佐

ご意見ありがとうございます。

まず、ベンチマークに基づくSABC評価につきましては、事業者単位でやらせていただくということで、これまでやってきたわけですが、やはり我々の考えとしては、今回のこの見直しをすることによって、ベンチマーク達成しているところは引き続き頑張ってもらって、ベンチマーク未達成のところは、事業者の中のエネルギー管理の取組をさらに引き上げていただきたいということを意図しているものでございます。

ただ、事業にもきちっとベンチマークを現時点で達成をしていて、さらにそこから上を目指すに当たってのインセンティブをとということについては、我々も事業者としてのS、A、B、CのうちSをとったということについては、ホームページ等で公表しますし、Sでなくてもベンチマークを達成していれば、当該事業においてベンチマークを達成したということは、ホームページ等で公表させていただくことは考えております。そういった形を取りながら、なるべくインセンティブをつけてあげられるような形の運用をしていきたいと考えております。

○川瀬座長

ほかにございますでしょうか。

湯川オブザーバー。

○湯川オブザーバー

ソーダ工業会の湯川でございます。

ただいまの手塚様の質問に関連するんですが、実は今の4ページの見直し後の評価の事業者の①、趣旨は分かっているんですが、この①の左側の事業Ⅰ、80%の部分でベンチマーク未達成の場合は趣旨がよく分かるんですが、その下の括弧書きのベンチマーク対象外の場合を含むと、私どもソーダ工業会に属している会員会社は、基本的には総合化学メーカーが多くて、そのうちのソーダは多分割的に言うと、この事業者①のケースに当たると思うんですね。

それで、ソーダの部分、6Bの部分について、ベンチマークを達成をしたと、今度は見直し後ですか、従来であればそれでSなんですが、今回のこの見直しですと、2割のほうにしか値しませんから、Sとはしないと。

問題は事業Ⅰがベンチマーク対象外の場合となると、そういうケースの場合なんですが、そうするとこの会社、事業者①というのは、基本的に右、事業Ⅱでベンチマーク達成をしているんだけどSにはならない。左の事業Ⅰはベンチマークそもそも対象外、そうするとこの企業は従来はSがついている企業がこのケースで私どもソーダ工業会所属で2社ぐらいあるんですが、今後はA、B、Cのどれかになるということなんですかね。ベンチマークの事業Ⅱのところの評価になるんですか。

○川瀬座長

いかがでしょう。

○内山課長補佐

それにつきましては、ベンチマーク以外の評価は、原単位の改善で判断していきますので、従いましてベンチマーク以外の事業Ⅰがベンチマーク対象外である場合には、事業者全体で原単位改善の取組がどうであるかを評価して、S、A、B、Cという形になってまいります。

○川瀬座長

よろしいでしょうか。

ほかに関員の方からは何かございますか。

委員の方からは、基本的にこのご提案内容でいいのではないかと考えてよろしいですか。

○江澤課長

今の内山からの説明のとおり、原単位評価でお取りいただければ、もちろんSということがございます。原則はそちらで判断だと。もともとS、A、B、C評価については、1%改善という

のが基本にあって、このベンチマークを達成した場合でもSだということなんですが、対象業種外のところについて、ベンチマークの対象業種外の場合はどうなるのかということ、先ほどの答えのとおりなんですが、ベンチマークについては今エネルギーの使用量の7割をカバーするに至り、今後とも必要性に応じて拡大を検討していきますし、それからソーダの例だと、例えばソーダ工業とあっても、中に苛性ソーダだけベンチマークが設定されていますが、ソーダ工業全体に使えます。石油化学であれば、今度はエチレンプラントみたいな形で、特定の化学工業の中のある部分において達成していれば化学工業全体ということで、先ほど説明少しさせていたんですが、標準産業分類をもって、4ページの一番下ですけれども、ベンチマークを達成した事業が含まれる日本標準産業分類でございますので、化学というのも今のベンチマークよりももうちょっと広めの化学産業だというふうに捉えていただくと、こういう8割が対象外になってしまう事業というのは、ベンチマークの対象外になるという事業は、そんなにないのかなと考えています。

ただ、ベンチマークの達成をもって、原単位の1%の改善による評価を代替するとなると、それが50%以上を占める形であれば、相当な努力をしていただいた会社なんだということをみなしまして、その部分についてはSにするという、そういう考え方でございます。

○川瀬座長

ありがとうございました。

何かございますでしょうか。

今の議論をまとめると、委員の方からはこの資料3、今回のご提案の内容で良いという感じですが、オブザーバーの方から、今までSとされていたけど、Sでは無くなる場合に対して、省エネ意欲を失わないような、運用上の配慮をしていただきたいという意見があると受け止めればよろしいですかね。

この部分については、今日の資料をそういった運用について配慮するというようなコメントを入れた形で中間取りまとめに反映いただくということによろしいですか。

(3) 省エネ法定定期報告における自己託送の扱いについて

○川瀬座長

それでは、そうさせていただきます、次は議題の3になります。

資料3、省エネ法定定期報告における自己託送の扱いについて、事務局より説明をお願いいたします。

○牛来課長補佐

それでは、資料3に基づきご説明をさせていただきます。資料3をお開きください。

資料3では、省エネ法の定期報告における自己託送の扱いについてご説明をさせていただきます。

まず、1ページ目でございますけれども、まず前提といたしまして、省エネ法における電気の定義について、法律的なところを申し述べたいと思います。

まず、省エネ法におきましては、燃料を起源とする電気に代えて使用される電気、これは再エネ等の電気でありまして、自ら電気を使用する、つまり自家消費を行う場合及び自営線によって供給をされている場合というのは、エネルギーの定義から除外をされております。これは省エネ法が燃料資源の有効な利用を目的として制定をされたためでございます。

続きまして、2ページ目ですけれども、では省エネ法の実際の法執行となる定期報告において、電気の扱いはどうなっているかという点でございますけれども、定期報告の運用におきましては、矢尻の1つ目ですけれども、一般送配電事業者等から供給を受ける電気については、省令で定める係数を用いて一次エネルギー換算、発熱量への換算を行うこととしております。ただ、自営線を用いて他社から供給を受ける電気につきましては、その部分の一次エネルギー換算が正確に行えると、その電気を発生するために使用した燃料がきちんと特定できて、正確に換算ができるため、発電量及び燃料の使用量から算出される係数を用いることが可能ということでされております。こちらは現在の省エネ法の定期報告における電気の扱いについてでございます。

続きまして、3ページ目ですけれども、平成25年の電気事業法の改正によりまして、一般送配電事業者の送配電網を利用して送電を行うという自己託送が可能になりました。この法改正以降、この自己託送を使用した事例というのは、多く存在をしているところでございます。ただ、先ほど述べましたとおり、現在の定期報告書の運用におきましては、自己託送を用いて電気の供給を受けた場合も、一般送配電事業者から供給を受けた電気、つまり系統から受電をしている電気ということで、省令で定める係数を使うことということになっております。これにより、例えば事業所において高効率の自家発電設備を導入をいたしまして、自己託送によって余剰の電気を社内もしくはグループ会社間で融通するといった事例に対して、その部分に対して省エネ法上個別に扱うということができていないという現状でございます。

4ページ目は、ご参考として自己託送について簡単に述べさせていただきます。

自己託送とは、自家発の自家消費という供給行為を行いやすくするために、非電気事業用の発電設備を用いて、発電した電気を自社及び密接関係者に対して供給をするということに対応した一般送配電事業者が提供する送配電サービスのことでございます。

5ページ目がこの状況を受けました省エネ法の定期報告における自己託送の扱いについての案

でございますけれども、今後自己託送によって供給される電気につきましては、自営線と同様の扱いとして、省令で定められた係数ではなく、使用した燃料から求められる係数を用いてよいこととしてはどうかと考えております。

その理由といたしましては、自己託送の制度におきましても、計画値同時同量という制度が適用されておりますので、自己託送の受電に用いたその分の発電の量というのがきちんと正確に計量ができると、またそのため自己託送の分の電気を発電するために使用した燃料というのがはっきり分かるということで、その部分の一次エネルギー換算を正確に行うことができると考えられるというのが1点目、また2点目として、自己託送を活用できるのは密接関係性を有する事業者間に限られております。ですから、需要家側における先ほどの高効率自家発電設備のような省エネ対策の効果が正確に反映をできるというような観点から、今後自己託送の電気については、自営線と同様の扱いとするということではどうかと考えております。

私からの説明は以上です。

○川瀬座長

ありがとうございました。

それでは、ご意見、あるいはご質問ある方はネームプレートを立てていただきたいと思います。

杉山委員、お願いします。

○杉山委員

どうもご説明ありがとうございます。

最後のスライドで、適切と認められる係数を使用することが可能としてはどうかと、オプションとして可能という表現になっているんですけど、何か論理を一貫させるためには、むしろ適切と認められる係数を用いることとして、もしそれが何か技術的な理由でできないのであれば、何かほかのことという、何かそのほうが理屈としては一貫する気がするので、そこを可能という表現にしてある理由がもしあれば教えてください。

○川瀬座長

いかがでしょう。

○牛来課長補佐

ありがとうございます。

おっしゃるとおり、基本測定ができるのであれば、その係数を用いていただくほうが適切と考えております。ただ、実際に計量というか、計算のためのこの燃料の発熱量の測定が難しいといった場合も考えられるのかなというところで、可能という表現とさせていただいたんですけども、基本は正確に計算ができるということだと思いますので、そこは適切に求められる係数を使

用していただくこととすべきではないかと考えております。

○川瀬座長

どうもありがとうございました。

亀谷委員、お願いします。

○亀谷委員

ちょっと教えていただきたいんですが、例えば今の現状の一般配送から自己託送に切り替えるだけで、例えばグループ間で供給側がP Vなどを使って再生可能エネルギーを送る。それを送るだけで、受ける側も省エネの評価を受けてしまうという、こういうシステムにはなりはしないのでしょうか。そうすると、かえって事業者側の受ける側の省エネというものの推進というものが抑制されるような動きにはならないのでしょうか。

○川瀬座長

いかがでしょう。

○牛来課長補佐

ありがとうございます。

実際に自己託送を使用する際に、簡単に切り替えることによる省エネというのがどれだけ発生し得るかというところだと思えるんですけども、この資料の5ページでも述べましたとおり、この自己託送というのは、もともと自家発自家消費ということを行いやすくするための措置ということでございますので、基本は自ら消費するものという、それを託送するという制度だと理解しております。ですから、簡単にこの会社じゃなくて、この会社から供給をすることによって、仮に係数が下がって、省エネになりましたというような、そういう簡単に省エネ扱いになってしまうみたいな事例というのは考えにくいのかなと考えております。

補足させていただきますと、自己託送はF I Tの電気は活用できないということになっておりますので、その点もそういったいわばF I T電源とかをどんどん活用して、省エネ扱いにしていこうといったことも、なかなか考えにくいのかなと考えております。

○川瀬座長

よろしいですか。

ほかにごございますでしょうか。

高橋オブザーバー、お願いします。

○高橋オブザーバー

どうも恐縮でございます。日本ガス協会の高橋でございます。

日頃から天然ガスの普及、その中ではコージェネレーション等の省エネ設備の推進にも取り組

んでおります立場から、ちょっと発言をさせていただきます。

5ページでございますこのようなモデル、事務局案でございますこのようなモデルは、我々としてみればどちらかという、従来自営線のモデルで推進をしてきております。このようなモデルもあり得るのかということで、今後検討は進めてまいりたいと考えてございます。

その際に、他事業所に設置する天然ガス発電所でございます。こちらは自営線の場合もそうですけれども、過剰ではなく、必要容量、適正容量をしっかりと入れる。並びに今回ご提起いただいている自己託送の場合、系統自体の投資を抑制するためにも、エネルギーを使用する事業者の負荷そのものをしっかりと削減することも、忘れずに取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、他事業所のほうに送る電力、それを全体で合意、省エネの相互確認等、こういうことを得るためにも、マッチングをしっかりと相互間で大事にすることも重要かと思っております。そういう意味では、昨年から推進いただいております連携省エネルギー計画認定制度、こういったもので一体的に取り組めるよううまく活用して、推進してまいりたいと考えている次第でございます。

いずれにしても、引き続き省エネルギー推進にしっかりと取り組んでいきたいということの意見でございます。よろしく申し上げます。

○川瀬座長

ありがとうございました。

ほかでございますでしょうか。

今のご意見を踏まえた形で、中間取りまとめに反映していただいて、それをまた見ていただきたいと思います。

(4) 工場等判断基準ワーキンググループ中間取りまとめ(案)について

○川瀬座長

次は最後の議題、これはかなりボリュームがある内容になりますが、議題の4、工場等判断基準ワーキンググループ中間取りまとめ(案)についての説明を、事務局からお願いいたします。

○牛来課長補佐

それでは、資料4に基づいてご説明をさせていただきます。資料4をお開きください。

こちらは本ワーキンググループの中間取りまとめ(案)でございます。こちらは以前のワーキンググループで議論いただいた内容及びそのワーキンググループにおいてご指摘いただいた内容をまとめております。一部以前の説明と重複する部分もあるかもしれませんが、一旦ご説明をさせていただきます。また、本日先ほどご指摘いただいた点も幾つかこの取りまとめには反

映をしているところでございますが、そこも併せてご説明をさせていただきたいと思っております。

では、下のページ番号が2ページ目のところのはじめにつきましては、説明は省略をさせていただきます。また、審議経過、委員名簿等も御覧をいただければと思っております。

では、6ページ目の1、産業部門におけるベンチマーク制度の見直しについてご説明をさせていただきます。

まず、(1)背景ですけれども、省エネ法では事業者の皆様に省エネを求めると共に、その目標として従来よりエネルギー消費原単位を5年間平均で毎年1%低減するという目標を示してまいりました。また、エネルギーの多消費産業の皆様に対しては、ベンチマーク制度を導入してきた次第でございます。

現在の産業部門を中心としたベンチマーク制度につきましては、平成21年度の制度開始から約10年が経過するところでございますので、改めて制度の見直しを検討したということでございます。

(2)ですけれども、次の図はページがまたがっておりますけれども、7ページの図は定期報告がなされたベンチマーク指標の実績の変動係数を示したものでございます。特に電炉による特殊鋼製造業、洋紙製造業、板紙製造業において変動係数が大きいということでございます。

また、7ページ目の下の図でございますけれども、こちらは平成30年度の定期報告における産業部門のベンチマーク対象業種における目標達成の状況の集計でございます。こちらはベンチマーク目標、原単位目標共に未達成の事業者が44%ということでございます。

以上の状況も踏まえつつ、昨年4月から5月にかけて、産業部門のベンチマーク制度の対象事業者様及び業界団体様にヒアリングを実施させていただきましたので、その意見も簡単にこちらでご紹介しております。

まず、7ページ目の一番下ですけれども、省エネできるところはやり尽くしており、1%改善を継続して行うことは難しいですとか、ページをめくっていただきまして、8ページ目は現在のベンチマーク指標は、各種の品種構成の違いを考慮していないですとか、省エネ設備を一度に導入することはできないので、達成に向けて省エネに取り組む努力を評価してほしいですとか、経済合理性の観点といった、そういったご意見を頂きました。

そのご意見を踏まえ、今年度はこの2点について検討を行っております。

1点目は中長期計画書と定期報告書を用いた省エネの加速の制度につきまして、また2点目は指標及び目標の見直しについてでございます。

8ページ目の(3)は12月、第2回の工場等判断基準ワーキングでご議論いただいた内容でございます。ベンチマーク制度による省エネの加速に向けて、事業者と政府におけるPlan、Do、

Check、ActのPDCAサイクルの実施について、省エネを強化するということを検討させていただきました。

9ページ目に具体的に記しております。こちらは第2回のワーキンググループにおきまして、きちんと主語を明確にするべきであるといったご意見を踏まえておりますけれども、まず①といたしまして、特定事業者等は中長期計画書において年度ごとにベンチマーク指標の改善見込みと投資計画を記載をすると、それを踏まえて我々経産省、エネ庁、政府としても補助金等の支援を行い、事業者は省エネ投資を実践すると。また、事業者はこのプランに従って実施をして、それをきちんと実施状況を把握して定期報告書に記載をすると。また、④として、我々としてもその定期報告書に記載された内容、計画の実施状況を考慮して、現地調査等を実施をしていくという形で、このサイクルをより強化して省エネを加速していくという制度でございます。

それぞれの具体的な内容につきましては、(4)以降で記載をしております。

まず、①ですけれども、今後の方針といたしまして、ベンチマークの目標達成に向けた具体的な指標の改善見込み及び達成に向けた取組を中長期計画書に記載をしていただくべきではないかと考えております。

その記載の内容は10ページ目に掲載をしておりますけれども、特にイの中長期的なベンチマーク指標の改善見込み及びもとの記載内容であります計画の内容、そして中長期的な期待効果の合计量等を記載いただくということとしてはどうかと考えております。

なお、こちらは事業者負担の軽減の観点から、定期報告書等の内容から転記、または計算できる内容を多くしております、事業者様に新たに記載を求める内容というのは限定的としております。

続きまして、12ページ目を御覧ください。

こちらは現在の制度でございますけれども、省エネが進んでいるということで、先ほどのSABC評価制度で2年連続のSクラスとなった事業者様は、補助金審査における優遇措置や税制等を活用可能でありますけれども、現在は目標達成に向けて努力をするという過程については、評価できていないという現状でございます。

そのため、Sクラスを2年連続で取得できていない場合であっても、中長期計画書において目標年度までにベンチマーク目標を達成する見込み、そして投資計画等を記載できているという場合には、この補助金審査等における優遇措置を設けるということではどうかと考えております。

続きまして、③でございますけれども、こちらは①で先ほど述べました中長期計画書に記載した内容、そちらをきちんと実行しているかと、またその結果が伴っているかという点について、定期報告書において記載をいただけるような形とできないかと考えております。

具体的な様式は13ページでございますけれども、この見込みに対する実績値、また計画に記載した内容の実施状況について、記載をいただくというような改正にしてはどうかと考えております。

続きまして、14ページでございますけれども、以上を踏まえまして、我々としても、この定期報告書に記載をいただいた内容、つまり中長期計画書の投資計画等の内容を実施状況を踏まえまして、実際に省エネ取組が著しく進んでいないというように判断される場合には、我々が行っております工場等現地調査等の措置を重点的に実施するといった対応を取るという形ではどうかと考えております。

以上が12月にご議論いただきましたこのPDCAサイクルによる省エネの強化という点でございます。

続きまして、(5)ですけれども、こちらは前回1月の工場等判断基準ワーキンググループで議論いただきました内容でございます。

ベンチマーク目標については、先ほども申し上げましたとおり、この1%の目標に加えて設定された事業者が目指すべき高い水準ということでもありますけれども、現在目標年度が設定されていない状況でございます。ですから、事業者の中長期的な取組による目標達成を促すといった観点から、現行のベンチマーク指標について、2030年度を目標年度とすべきではないかと考えております。ただし、実績のばらつきが大きい等、指標を見直す必要がある場合は、継続的に検討を行うということとしたいと思っております。

続きまして、15ページ目の(6)でございます。

ベンチマーク指標及び目標の見直しでございます。

まず、ベンチマーク指標につきましては、真ん中の見直し方針の矢尻の3番目ですけれども、特に省エネの状況を正しく示す指標であることが必要でございます。ですから、省エネ以外の影響要因が認められる場合は、指標の見直しの検討を行うこととすべきであります。

この真ん中少し下の部分でございますけれども、その具体的な内容といたしましては、生産工程の途中で投入、または除去される原材料や半製品の製造等に使用されるエネルギーの影響、また代替燃料の投入による影響、また製品構成による差異といった、こういった要因が認められる場合には、指標自体の見直しの検討を進めていきたいと考えております。

また、15ページの下のところですが、目標の水準といたしましては、この最良かつ導入可能な技術を採用した際に得られる水準、また上位一、二割の水準、また国際的に見ても高い水準といった、そういった観点を踏まえた目指すべき高い水準ということで、設定をすべきであるという形で考えております。

16ページでございますけれども、こちら前回ご議論をいただいた内容でございますけれども、ベンチマーク目標は設定時は上位一、二割が達成できる水準でございますけれども、今後多くの事業者が目標達成した場合等、具体的に言うと業種内で過半の事業者がベンチマーク目標を達成した場合や目標年度が近づいた場合等におきましては、新たな目標値及び新たな目標年度を検討するべきであると考えております。こちらは繰り返しになりますけれども、ベンチマークの実績のばらつきが比較的大きいという業種の指標の見直しの必要性について、前回オブザーバーの皆様からもご指摘いただいたところでございます。こちらは、業種ごとの事情も考慮しつつ、少し下を書いておりますけれども、国際的な観点も踏まえて検討して、関係業界の協力も得ながら見直しを進めていく必要があると考えております。

続きまして、国際的な観点からの検証でございますけれども、今までご紹介いたしましたIEAによる“Global Energy Efficiency Benchmark”等の分析が行われております。この分析、まだ分析の検討中でございますけれども、この結果を踏まえて、我々としても国内ベンチマーク目標の妥当性等を今後検討していきたいと考えております。

また、昨年5月の工場等判断基準ワーキングでご紹介させていただきましたけれども、諸外国におけるベンチマークの関係制度についても、検討の参考とすべきものと考えておりますので、例えばヨーロッパの例ですとEU-ETSですとか、中国の例ですとか、そういった例をご紹介させていただきましたので、こういったものについても検討の参考すべきであると考えております。

続きまして、17ページでございます。

こちらからは、各業種における具体的な検討内容でございます。こちら前回ご議論いただきましたけれども、まず①高炉による製鉄業につきましては、中間品である銑鉄の外販によって指標のばらつきが生じてしまうということでございます。銑鉄の外販が多い事業者は、ベンチマークの悪化要因になっておりますので、その点を考慮した指標とすべきであると考えております。

具体的には18ページ目でございますけれども、銑鉄の外販による影響を考慮し、外販した銑鉄分のエネルギー使用量を考慮した形で、具体的には分子から差し引くというような形ですべきではないかと考えております。

また、②のセメント製造業でございますけれども、こちら前回12月にご議論いただきましたとおりでございます。セメント製造業の皆様におかれましては、製造工程において受け入れる廃棄物の種類ですとか受入量、そういった要因による影響が挙げられます。具体的には、下水汚泥等の廃棄物を受け入れている場合は、水分が多いため、ベンチマーク指標の悪化要因となるという一方で、廃プラ等の廃棄物はベンチマーク指標の改善要因となるということで、こういっ

た影響が考えられるというところがございますけれども、検討をした結果、統一化された手法での定量的な測定及び評価というのが困難であるというような状況でございますので、現時点でこの指標の改善に反映するというのがなかなか現実的に難しいのではないかと考えております。

最後、(8)ですけれども、こちらはベンチマーク対象事業者に限らない点でございますけれども、定期報告書の事業者側と行政側の作業コスト低減ですとかデータの活用のために、電子システムの構築を進めていくべきではないかと考えております。前々回、12月に省エネ法のウェブ入力システムにつきましてご報告をさせていただきました。

具体的には20ページでございますけれども、この定期報告書の作成支援及び電子申請を一体化したシステムを導入して、作成支援の機能及びエラーチェックの機能を強化をすることとしたいと考えております。

また、20ページの下の方のように、同業他社との比較ですとか、そういったフィードバックのシステムを構築して、事業者にとって、より省エネの投資に取組につながるような周辺提供を我々としてもしてまいりたいと考えております。

産業部門のベンチマーク制度の見直しに関しては、以上でございます。

続きまして、21ページ目から業務部門のベンチマーク制度の見直しについてでございます。

具体的には、前回ご議論いただきました貸事務所業におけるベンチマーク制度の見直しでございます。

貸事務所業のベンチマーク制度は、平成30年度より導入されましたけれども、その計算におきましては、省エネのポテンシャルを推計ツールを用いて計算をしております。こちらは③の部分でございますけれども、当時の議論では試算できたサンプル数が少なかったため、今回初年度の報告をもって、その目標水準を見直すこととしておりました。

具体的には、22ページでございますけれども、今回貸事務所業を行っておられる事業者の方にアンケート調査を実施させていただいて、80事業者、254の事業所よりアンケートのご回答をいただいたところでございます。その結果を基に、新たな目標値の検討を行ったところ、上位15%が達成できる水準として、15.0%という水準が得られたところでございます。ですから、この値を貸事務所業のベンチマーク目標として、今後見直してこの値としていくということが適切ではないかと考えております。

また、24ページ目でございますけれども、(3)といたしまして、このアンケート調査におきまして、貸事務所業のベンチマーク制度自体の課題についてもアンケート調査を行わせていただ

きました。その結果、そもそもこの制度自体のご意見とか、ツールに対するご意見を頂きました。また、この工場等判断基準ワーキンググループの場でも、様々ご議論をいただいたところでございます。

その課題につきましては、25ページの下半分で記載をしております。

まず、1点目といたしまして、ソフトウェアのエラーとか、バージョン更新があったという点は、こちらは動作検証が不足していた点が挙げられます。

また、2点目として、使いやすさの向上が求められておりますので、そのためマニュアルの充実等、入力方法の紹介等が必要でございます。

また、3点目として、このポテンシャル値の計算過程が不明瞭であって、この計算結果に納得感がないというものでございます。そのため、事業者の省エネ対策に具体的につながっていきにくいんじゃないかといった課題が挙げられております。

こちらについては、前回のワーキングでも議論をいただきましたけれども、それに対する対応といたしましては、26ページに記載をしておりますけれども、まずはツールの動作検証及び仕様改善を行ってまいります。また、マニュアル類の改善につきましても同様に行ってまいります。計算結果の納得性と、説得性につきましては、このツールの結果の解釈とその有効な活用、つまり計算根拠と有効な省エネ対策を幾つか示すといった、そういった十分な説明及び周知を行っていく必要がございます。

また、ワーキンググループでもオブザーバーの方から事業者との意見交換会の開催について言及をいただきました。ですから、前回の指摘を踏まえまして、こういったツールの結果の解釈及び有効な省エネ対策を示すと共に、事業所及び業界の皆様ときちんと今後も意見交換を行っていくというような形とさせていただきたいと思っております。それを踏まえまして、新しい目標値15%で進めていって、今後も密に意見交換を行いながら、改善に向けた必要に応じて改善を進めていくといった形とさせていただきたいと考えております。

続きまして、27ページ以降が工場等判断基準及び中長期計画作成指針の見直しについてでございます。

こちらは本日と前回の議論でございますけれども、ですから、簡単にご説明をさせていただきますけれども、まず工場等判断基準は基準部分と目標部分で構成されておまして、基準部分は技術的かつ経済的に可能な範囲で遵守すべき事項と、目標部分はこの省エネの目標及び目標を達成するために、技術的かつ経済的に可能な範囲で取り組むべき事項というのが規定をされております。中長期計画の作成指針につきましても、事業者が作成をする中長期計画的確な作成に資するための具体的な設備等を示した告示でございます。

また、28ページ目、29ページ目ですけれども、先ほどご説明させていただきましたとおり、課題として、その技術水準の向上等を反映できていない面があるのではないかと課題意識の下、その技術水準の向上を反映した形で見直しを行うというような形とさせていただきます。

具体的には、30ページ以降でございますけれども、具体的な改正案については、ここでは記載をしておらず、後ろに添付というような形で、先ほどの資料をご確認いただきたいところでございます。

また、先ほど私のほうからご説明をさせていただきました事業者の告示の活用促進につきましても、30ページの下及び31ページにおいて記載をしております。先ほどご説明したとおりでございますけれども、このような十分な周知等を行うことによって、事業者の皆様きちんと告示を有効に活用していただくような形とすべきではないかというふうに考えまして、こちらを記載をしているとおりでございます。

また、32ページ以降が先ほどご説明いたしました自己託送の扱いでございます。こちらは先ほど私からご説明した内容と重複いたしますので、説明は省略をさせていただきます。

また、33ページ以降の事業者クラス分け評価制度の運用の見直しについても、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛をさせていただきます。

一点、34ページを御覧いただきたいんですけれども、34ページの（2）の下の部分のただしというところで、先ほどオブザーバーからご指摘があった点ですけれども、全体のエネルギー使用量の50%未満を使用している事業であっても、事業で達成している場合には、その達成していることを公表するといったことを通じて、当該事業に関する省エネの取組を促すといった形で記載をしております。ですから、先ほどの頂いたご意見を踏まえまして、こういった形で進めさせていただきたいと考えております。

最後は参考資料として、海外の諸制度ということで、EUと中国のそれぞれの制度を参考資料として添付をしております。また、別紙1から5ということで、本日の参考資料1から5に記載しております改正案を添付する形で、中間取りまとめの案とさせていただければと考えております。

すみません、説明が長くなりましたが、私からの説明は以上です。

○川瀬座長

ありがとうございました。

それでは、ご意見、ご質問承りたいと思います。またネームプレートを立てていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

杉山委員、お願いいたします。

○杉山委員

丁寧なご説明ありがとうございました。

1つが14ページの下のベンチマーク指標の目標年度というところで、ここで1つはまず細かいところからなんですけれども、下から2行目にベンチマーク実績のばらつきが大きいというのは、これはベンチマーク目標達成の状況のばらつきが大きい、何か言葉がベンチマーク実績という何だろうなと一瞬思ってしまう。要はベンチマーク目標をどのぐらい達成できているかという実績のことですが、そこは「てにをは」なんですけど、それを言った上で、ここは確認なんですけれども、ベンチマーク指標というのはあくまでも目指すべき水準であるということは変わらない。つまり必達ではありませんということと、それから事業者間のベンチマーク実績のばらつきが大きいなどという下から2行目のところの解釈ですけれども、目標達成のばらつき状況が大きいというのは、単純には2つ考えられるかなと。

1つは、指標だと思って検討した物差しが実はあまり適切ではなかったという可能性があるというのと、あともう一つは実際やってみようとする、投資のコストが実は高く、合理的な効率向上というその範囲を超えるものであると、そういう2つの可能性がある、そんな理解でよろしいですかということ、これをお願いしたいと思います。

○川瀬座長

最初の言葉の問題は、丁寧に表現するということによろしいですね、どうぞ。

○牛来課長補佐

まず、最初にご指摘いただきました実績のばらつきの表記につきましては、おっしゃるとおりでございます、そこはこの報告書の中でもいろいろな言い方をしてしまいまして、大変失礼いたしました。

正確な表現といたしましては、事業者間のベンチマークの実績、つまり毎年報告をいただいている結果、そのばらつきが大きいということで、事業者間のばらつきが大きいという意味で表現をさせていただきました。ただ、このページ以外にも16ページにも同様の意味で使っている場所がございます、そこはまた別の日本語になっておりまして、そこは大変失礼いたしました。表現が揺れておりますので、そこは統一をしたいと考えております。

また、そのばらつきというのは、ここで記載しておりますばらつきというのは、先ほど杉山委員おっしゃった1番目ということで、実際のベンチマークに基づいてやってみたけれども、省エネ以外の要因があって、ばらついてしまうといったところを意図して記載をしているところがございます。

○杉山委員

もう一つの物差し自体はいいんだけど、投資の費用対効果が非常に悪い場合というのは、それもこのばらつきの中に含めて考えたほうが私はいいと思うんですけども。

○江澤課長

ありがとうございます。

そういうこともあるかなと思います。ただ、ある会社ができている、ある会社ができているというのは、それが経済的に合理性があるかないかということではなくて、ある会社はやっているということは、何らかの要因でこの会社はできて、この会社はできないというところがあるのであれば、それはむしろ製品構成だとか、指標そのもののところの可能性はあるんですが、杉山委員ご指摘のようなある会社にとっては可能なんだけど、ある会社にとっては可能でないというのは、経済性の合理性から来る、例えば環境によるものだとか、そういったこともあり得るのだと思っています。その両方を包含した観点で、ベンチマークについては今後必要に応じて見直していくということだと考えております。

○杉山委員

ありがとうございます。

あと最初に目指すべき水準ということは、

○江澤課長

ご指摘ありがとうございます。

まさにそのとおりでございます、これは前回も杉山委員、それから山下委員からもご指摘をいただいたとおりでございます、報告書で言いますと14ページの(5)の2行目に、事業者が目指すべき高い水準だということをここで明らかにしています。ベンチマークについては、まさにその趣旨で我々は制度運用をしておりますので、その旨はこの報告書でもきちんと表記させていただいたところでございます。ありがとうございます。

○杉山委員

あとほかの点ですけど、20ページに今後の方向性として、事業者にはフィードバックをやるというのがあって、私はこれは方向性としては大賛成で、定期報告も中長期計画も、それを埋める事業者が一番の受益者であるような制度にしていくのが省エネ法のもともとの意味だと思います。これも実際に始めてみると、今オフィスビルのベンチマークのほうでもそうですけど、実際に始めてみると、多分これはというすごいいろいろ議論はあると思うんですけど、ただ大きな方向性としては、事業者がどうやったら省エネができるかということがきちんと分かるようになっていく制度にするということで、これはぜひこの方向性にしていただきたいと思います。

それから、もう一つですけれども、26ページのところで、まさにオフィスビルのツールについて今いろいろやっていたという事で、これのこのツールの改善を試みますというのと、あそここの最後にこの貸事務所業ベンチマーク制度の改善、だからツールの改善ももちろん目指すんだけど、それを通じて制度自体をどうしていくかというのを併せて検討していくというのは、私はこの貸事務所業については必要な作業だと思いますので、これも私は支持いたします。

以上です。

○川瀬座長

ありがとうございました。

続けて山下委員からお願いします。

○山下委員

ありがとうございます。

今回の取りまとめ、話題の検討の中心がベンチマーク制度でありましたので、取りまとめの初めにも書いていただきましたけれども、5年平均で1%以上の低減を続けるということが難しくなった場合の追加的な措置としてベンチマーク制度というのを設定しましたという一番初めの趣旨は、繰り返し何度でも説明の場で追加の補うような補足的な説明をしていただくことがとても大事だと思います。その上では、この取りまとめ案に何か所か書いていただいているかと思しますので、報告書そのものはそれでよろしいかと思しますが、今後勉強会、説明会、あるいは事業者さんへの何らかの意見交換会をするような場でも、何度でも言っていただくほうがいいのかなと思います。

さらにこのベンチマーク制度、これででき上がりというものでもないと思いますので、継続的な改善が必要な試みとして、事業者さんとの対話というのは、丁寧にしっかりと続けていっていただきたいと思います。これは国際指標の取りまとめの試みがまだ続いているということもありまして、そこの整合性を図る意味でも、引き続き大切なことかと思します。

先ほど杉山委員もおっしゃいましたけれども、フィードバック、あるいは電子申請をさらに浸透させることによって、データを活用するといった試みも非常に重要だと思います。この制度がさらに皆様が活用できるような制度にする。それから、一方で申請そのものの業務負担を双方で減らすという意味でも、これはきちんとやっていただきたいと思します。

業務用につきましては、推計ツールの改善について幾つか課題が出てきたかと思しますし、また内容のツールそのものの利用者の理解の促進を進めるということが報告書の中でも26ページ辺りでしょうか、書かれていると思しますけれども、理解の促進を進めて、習熟度を高めていただ

いて、さらにツールを改善していくという意味でも、事業者の方との意見交換会、ぜひ頻度を多く開催していただければと思います。

さらに、告示の活用についても、活用していただくために事例の提供などの情報共有を充実しますということですが、最初の1回だけではなくて、省エネ大賞も毎年ありますし、それからトップランナーも見直しがある時がありますので、継続的にこの事例の提供というのは、続けていただければと思います。

いずれにしても、ベンチマーク制度、日本として世界に誇れるような制度をつくりたいとって始めた制度でございますので、ぜひコミュニケーションをよくして、引き続き改善していただければと思います。

以上でございます。

○川瀬座長

ありがとうございました。

続けて花形委員。

○花形委員

ありがとうございます。

先ほど杉山委員がおっしゃった箇所に関するご質問ですが、14ページのベンチマーク実績のばらつきが大きいなど、指標を大きく見直す必要がある場合、その次の16ページも、同じ表現にすべきと思うのですが、こういった場合に指標を見直す際には、前回も申し上げたと思いますが、例えば生産方式自体が大きく異なっているといったときには、線引き自体も再検討するというように認識してよろしいでしょうか、確認させていただきたいと思います。

○川瀬座長

赤司委員、お願いします。

○赤司委員

ありがとうございます。

中間取りまとめということで、特段修正というような話ではないんですけども、これまで委員の先生方からご意見いただいたのと非常に近いわけですけど、業務部門の貸事務所業のところ、25ページに推計ツールのことが書いてありますが、理解の促進とかツールの改善というのは、もちろん必要でしょうけれども、この貸事務所業だけが推計ツールを使うような仕組みになっていると理解しているんですけども、このツールのこのやり方の構造というか、考え方がちょっとほかとは違うかなという理解をしていますので、例えば今ゼロエネルギービルディングという非常に省エネが進んだビルの普及が進んでいるところなんですけど、これは通常の一般のオフィス

ビル、普通のビルの50%ぐらい削減されているようなビルです。

そうすると、もともとそういったビルにはすごいいろいろな省エネ手法が採用されていて、例えば100のうち80ぐらい採用されて、それぐらいやっていると、ところが標準のやつは100のうち40とか30とか、それぐらいしか採用されていないとすると、もともと残りの60とか20もこの計算の結果に反映されていけば、まだいいんですけども、もともと入っていないものは、計算には入れられないので、それをもともと計算値が上がるような話になっていて、あまりポテンシャルが多分ゼロエナジービルディングという表示のものとそんなに変わらなくなるんじゃないか、そういうケースが出てくるんじゃないかという気が私はしてまして、入力内容と計算結果の関係で納得感がないというような話は、何となくそういうところから来ているのかなと、いわゆる省エネが50%達成しているというところには、直接評価には入ってなくて、ポテンシャルで評価するので、もちろん小さければそれだけの省エネが進んでいるという、そのポテンシャルで比較することなので、間違っていないと思いますけれども、その差が小さくなるような方向に働きかねないという、そういう構造があるんじゃないかなという気がちょっとしています。

この辺の話というのは、これまでも何回か、私自身もあまり整理できずに、何となく発言の中で少し感じていたことを言っていたわけですけども、こういう推計ツールを使うということに対して、恐らく業界のご意見が取り入れられているとは思うんですけども、そういう評価で本当にいいのかなという気が私自身思っています。

以上です。意見です。

○川瀬座長

ありがとうございました。

これでちょっとまとめてお答えいただきたいと思います。

○江澤課長

ご指摘ありがとうございます。

ベンチマークの継続改善について、杉山委員と山下委員からご指摘いただきました。それから、貸しビルの理解促進等に努めることということで、両委員からご指摘をいただいたところでございます。

この2点について、まさにベンチマーク継続検討ということでございまして、改善に向けて今後ともよく密に連絡を取りながら、いいものが出てきたら、その改善に反映していくということで対応していきたいと思っております。

貸しビルについては、前回ビルディング協会から坂本オブザーバーからご指摘をいただいたところでございまして、今後省エネセンター、経済産業省、協会とタッグを組んで、改善に向けた検

討をしていきたいと思っております。

ただいまの赤司委員からご指摘いただいた点、ZEH-M、我々のまさに運用している制度でございますけれども、ZEH-Mについては、一次エネルギー消費からウェブプログラムを使いまして、50%削減したものを、そこに再生可能エネルギーを入れるということで、ZEH-M Orientedであるとか、ZEH-M Readyであるといった定義になるんですが、そういったウェブプログラム上の省エネ性能というか、エネルギー改善と、それから先ほどのこちらの貸しビル業のポテンシャル、考え方の相違がございます。

花形委員からもご指摘があったとおりでございますけれども、こちらのベンチマークについては、指標の設定の仕方や、それからさらには花形委員のご指摘のまさに生産方式だけでなく、こういうカテゴライズというか、分け方についても検討の対象だと、まさに我々が参考資料にお付けしたように、ほかの国のベンチマークを見ると、紙であっても我々と同じような板紙と洋紙というような書き方じゃなくて、別の分け方をしている例もございますので、測定の方法、設定の仕方、それから分け方、それから指標そのものの改善レベルについて、特にこれは対象外になるということではございませんので、今のベンチマークの改善に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

ただいまの点について、もし補足等があれば、省エネルギーセンター、花形委員、もしくはビルディング協会、坂本オブザーバーから補足をいただければと思います。

○川瀬座長

今の件ということで、坂本オブザーバー、お願いします。

○坂本オブザーバー

ビルディング協会の坂本でございます。

前日も申し上げましたけれども、これについてはツールを使うということを決めた後は、相当多くのエネルギーを経産省さん、それから受託者の方にも省エネルギーセンターにもエネルギーを割いていただきまして、大変感謝を申し上げたいところでございます。

ただ、先ほども議論に出ておりますように、なかなか納得感がないというような話は前日もさせていただきまして、それを踏まえまして、杉山委員、それから山下委員、それから今日も赤司委員から、改善の方向について極めていいご意見を頂いて、また先ほども課長のほうからも、いろいろなことについて限定をつけることではなく、より良いものにしていくということをご答弁いただきましたので、私どもといたしましては、実は前回の中でまだ不十分なので、来年まで送ったほうがいいんじゃないかという杉山委員からのお話もありましたが、先ほどの資料の中にもありましたように、問題点が幾つかあって、当初は実態にはソフトウェアの使い方、それから手間

がものすごくかかる、時間がかかるというほうにかなり目がとられておまして、実際に今回やってみたら、何か予想どおりにうまく改善結果が出てこないんだけどというのがいっぱい出てきたということなので、ここにまさに書いてあるように、順番がこれでいいのかどうかは分かりませんが、ポテンシャルの算定方法について、みんなが納得して、その中でブラックボックスではなくて、どうやればもっとよくなっていくのかということにうまく使えるように改善するために、実は意見交換会をお願いしている。これもしっかりと書き込んでいただいておりますので、意見交換会と書いてございますが、説明会ではなくて、こちらからの意見もよく聴いてほしいという意味もあって、意見交換会と言わせていただいておりますが、その中で一つには多分ツールが手間がかかってしょうがないとした結果、幾つかダミーを放り込んだりしてもらっているんですが、そこら辺が効きを悪くしている可能性も高いと。

それから、どこをやったらどのくらい落ちるのかということも、今のものでは分からないので、1回打ち合わせさせていただきましたが、省エネセンターさんのほうからは、今後はどこがどのくらい効いているかということも分かるような形で表示できるようにしていきたいと、これはツールの話ですけどという話もございまして、また意見交換会につきましても、今月下旬と来月の頭に東京、大阪でそれぞれやっていただくはずもできました。その中でいろいろ頂きました委員の先生方のご意見を踏まえながら、よりよくさらに今後の省エネにつながるようなものへと改善していく努力を続けていきたいと思っております。

皆さんご意見いただきまして、本当にありがとうございました。また引き続きずっとやっていかなければいけないなと思っておりますので、お力添えよろしく願いいたします。

○川瀬座長

どうもありがとうございました。

それでは、大分お待たせしましたが、手塚オブザーバー、お願いします。

○手塚オブザーバー

日本鉄鋼連盟の手塚です。どうもありがとうございます。

既に杉山委員、あるいは山下委員からも出ているお話とかぶるんですけども、鉄鋼連盟として2つお願いしたい点がございます。

1つ目は14ページのベンチマーク指標の目標年度についてのところなんですけれども、こちらで下の2行のところに事業者間のベンチマークのばらつきが大きいなど、指標を大きく見直す必要がある場合は継続的に検討を行うと記載いただいております。

前回この場でも申し上げましたけれども、私どもの協会の中で特に特殊鋼電炉、それから普通鋼電炉業につきましては、まさに事業者間のばらつきが非常に大きくなっておまして、合理的

なベンチマーク目標というのが設定しにくいという状況でございます。そういう中で、見直しが必要ということは、多分政府の方とも認識が共有されていると思うんですけども、合理的な目標が設定されるまでの間、実際時間はたっけていきますので、省エネ補助金等の支援措置の運用で、現状よりも不利な扱いとならないように、ぜひご配慮をいただきたいと思います。この業態でも省エネの機会というのは当然ございますので、ぜひ省エネ投資等は続けていきたいと思っておりますので、そういう意味で引き続きご支援をぜひよろしくお願いしたいと思います。

それから、2点目は12ページの新しい事業者Bのような計画を立ててベンチマークを達成することを目指す業界に対して、優遇的な状況を与えるということでございますけれども、実際この絵で見ますと、左側の事業者Aのように、ベンチマーク目標を達成できない、そこまでは見込めないケースでは、省エネ努力をするときに、優遇されないような状況になっていると理解しています。

一方で、これはベンチマークの設定の仕方という議論が先ほどございましたけれども、高炉製鉄業の場合は、世界的にはトップレベルの省エネをやってきていると自負しております、毎年1%改善というのはなかなかできない状況になっているということは、ご理解いただいていると思うんですけども、現在のベンチマークのレベル、これが非常に粗鋼生産が高くて、固定費負担が少なかったころの水準を基に統計的に設定されております、17ページでございますように、1社も達成できないという状況が続いております。

現在、活動量が当時に比べますと低下している状況の中で、何とか30年の目標に向けて、これを達成すべく省エネ活動は続けているところではございますけれども、中期計画でこの用紙に書かれておりますように、5年の中でそれを達成するという活動を見極めて記載するというのは、なかなか難しいというのが実態でございます。

そういう意味で、ベンチマークの目標そのものが30年という非常に長期の目標が立てられている中で、5年というタームで設定されている中長期計画の中でそれを達成する見込みというものを書くのが難しいというような実情にあるような業界について、あるいはベンチマークそのものの設定が、ご存じのとおり現在高炉業は4社になっているわけなんですけれども、間もなくこれが3社になってしまうという状況の中で、果たして何をトップ10%の数字とするのが合理的かかというようなことも、当然議論が出てくるわけです。こういう形でベンチマーク自体の見直しを行っていく中で、見直しが行われている期間の中で優遇措置に差をつけるというようなことがどういう形で行われるかということについては、ぜひ慎重にご議論させていただきたいということでございます。よろしくお願いいたします。

○川瀬座長

ありがとうございました。

○江澤課長

ご要望承りました。

ただ、見直しの間までにどのように考慮するのかというのは、非常に難しい課題であります。鉄鋼業界は、我々の省エネ補助金の最大ユーザーでございまして、引き続きご支援を申し上げます。ベンチマークの見直しに向けた検討も、ほかの業界も一緒ですけれども、まず第一歩で取り組んでいただいています。そうしたことも踏まえて、諸外国の状況、そういったものを参考にしながら、今の達成状況だとか、それから会社の数が減ってしまうのであれば、事業所ごとにどうなのかとか、いろいろなやり方はあると思います。特にこれは見直し対象だけ、これはそうじゃないということは、聖域を設けずに検討させていただきたいと思います。

補助金につきましては、限りある財政の中で、その中でどこに特化するかということでございますけど、引き続き様々なエネルギー多消費業界を支えていきたいと考えております。何も全てベンチマークと1%改善だけで評価をしているわけではございませんで、費用対効果であるとか、省エネルギー、エネルギー消費の削減量そのものであるとか、比率だとか、いろいろなもので評価してまいりたいと、このように考えております。

それから、5年でというところなんですけれども、中長期計画、基本的には5年でということを書いていただくんですが、この投資計画については、あればベンチマークの達成に向けた10年スパンの計画についても、記載していただくことは可能だと、その旨は記載要領等でも明らかにしていきたいと考えております。

○川瀬座長

ありがとうございました。

花形委員。

○花形委員

ありがとうございます。

先ほど江澤課長からお話があったので、省エネルギーセンターとして申し上げたいと思います。今日は、直接担当しております秋山が不在でございますが、当センターと致しましても、先ほどお話があったように、エネ庁さんとビル協さんと連携させていただいて、真摯にご尽力して参りたいと思います。

○川瀬座長

どうもありがとうございました。

あとオブザーバーで日本百貨店協会の高橋オブザーバー、お願いします。

○高橋オブザーバー

ありがとうございます。百貨店協会の高橋でございます。

私ども百貨店業界も、初めてベンチマーク制度を導入して、報告して結果が出た年でございます。

それで、こちらの14ページのベンチマーク実績のばらつきということで、初めて結果が出た中で、果たしてこのベンチマークを設定したものがよかったのかどうかということは、実は我々の中でも、ちょっとまだ検証ができていないのが現状でございます。これは産業分類で報告しますので、検討した私どもの百貨店協会の会員外というものもちろん入ってくるわけなんです。そこでこの数値がよかったのかどうなのかというところを今まさに検証に入った段階で、30年度を目標にする部分と、本当に今の実績と数値がよかったのかという指標の見直し、これはもちろん今後も進めていくんですけど、ここに継続的な支援といいたいまいしょうか、いろいろな意味での見直しは今後もサポートいただきたいと考えております。

ちょっと業務部門という中で、意外に特殊な要因が年々入ってくるので、中期、長期の目標を立てにくいというのが実感として今感じているところでございます。

すみません、要望ですが、以上でございます。

○川瀬座長

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

議題4については以上で締めたいと思いますけれども、非常にたくさんご意見が出ましたが、基本的な骨格、あるいは内容について、大幅に修正するというようなご意見ではなくて、文言をもう少し丁寧に表現するといったところかと思っておりますので、事務局のほうで修正させていただいて、私のほうでそれを確認するというところでよろしいでしょうか。

そのように対応についてはさせていただきたいと思っております。

そうしますと、今日の議題は全て終了ということになります。本日は貴重なご意見をたくさん頂きましてありがとうございました。

最後の議論でございましたけれども、ベンチマーク制度は今まで長い時間をかけて、経産省と関係業種の方が一緒につくり上げて、練り上げてきたものと思います。業種、業種で省エネについての考え方、指標についての考え方、水準についての考え方が、微妙に違う点もありますが、大変な苦労を行った結果の力作ではないかと思っております。

先ほど山下委員から、世界にも自慢ができるというような発言がございましたけれども、今後

これをさらに良いものにしていくことが重要だと思います。そのためには皆さんまた一緒になって、業種一丸となって、ベンチマーク制度を今後も練り上げていくということが必要だと思います。

それでは、最後に事務局より連絡事項があれば承りたいと思います。

○牛来課長補佐

ありがとうございます。

委員、オブザーバーの皆様におかれましては、本日活発なご議論をいただきまして、また今年度のワーキンググループの取りまとめ案にご尽力いただきまして、誠にありがとうございました。心より御礼申し上げます。

今後のスケジュールですけれども、本日ご審議いただきました取りまとめ案を踏まえまして、この取りまとめ案に関する法令、省令、告示の改正に向けましては、2月中にパブリックコメントを実施するために、事務的に作業を進めていただきたいと思います。

次回のワーキンググループの日程はまだ未定でございますので、開催することになりましたら、事務的にご連絡をさせていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○川瀬座長

本日のワーキンググループはこれにて閉会させていただきます。

本日は、お忙しい中ありがとうございました。

—了—